

制度情報

2019年1月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

総合保税区のハイレベルな開放と質の高い発展の促進に関する若干の意見

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発〔2019〕3号

(公布日) 2019年1月12日

(施行日) 2019年1月12日

1. 主なポイント

(1) 総合保税区内で加工製造企業が剰余生産能力を利用して国内の保税區外部からの委託加工を請け負うことを認める。(第4条)

(2) 総合保税区内で生産・製造した携帯電話、自動車部品等の重点製品を、自動輸入許可証管理貨物目録から除外し、企業の国内販売に便宜を図る。(第4条)

(3) 税関業務の審査承認手続きを簡素化し、総合保税区内において企業が自主的に届出を行い、消込みの周期を合理的に決定し、自主査定申告、自主税額追納を行うことを支持する。総合保税区内の企業が越境ECにより輸出入業務を行うことを支持し、総合保税区内における越境ECの小売輸入政策の全面的な適用を段階的に実現する。(第4条)

(4) 総合保税区内において、条件を具備する鉄鉱石、天然ゴム等の商品の先物保税受渡し業務の実施を支持する。

(5) 政策評価の後、自由貿易試験区及び税関特殊監督管理区域における改革の試験運用経験を、総合保税区内が率先して全面的に複製・普及することを支持する。(第4条)

2. 今後の留意点

本意見により、総合保税区内に新設された研究開発・設計、製造加工に従事する企業は、評定で関連基準を満たすことにより、最高信用等级を付与されるようになる。(全5条)

商会の調停における優位の発揮、民間経済分野における紛争の多元的解消メカニズムの構築推進に関する意見

(発令元) 最高人民法院、中華全国工商業連合会

(法令番号) 法〔2019〕11号

(公布日) 2019年1月14日

(施行日) 2019年1月14日

1. 主なポイント

(1) 商会による調停の範囲を明確に示した。民間企業の各種の民商事紛争を中心とし、商会会員間における紛争、会員企業内部における紛争、会員と生産

経営関連会社の間における紛争、会員と別の会社又は人員の間における紛争、その他商会在調停するに適した民商事紛争に関わるものを含む。(第3条)

(2) 商会在人民調停委員会を設け、企業のために基本的な公益性のある紛争解決サービスを提供することを支持する。企業、商会在労働紛争の調停組織を立ち上げ、労働紛争を速やかに解消し、労働関係の安定、調和を維持することを支持する。条件を備える商会在商事調停組織を設立することを奨励する。商会在設立する商事調停組織は、省級の工商業連合会及び全国工商業連合会への届出を行わなければならない。(第4条)

(3) 条件を備える企業が法務部署や顧問弁護士を置くか、法律アドバイザーに委託することによって、協調的・連携的な法務対応力を持つことを奨励する。(第5条)

(4) 商会在の調停組織は、規範に合った組織形態、固定の事務所と調停の実施場所、専門の調停者及び整備された調停制度を持たなければならない。商会在の調停組織は、条件に合う優秀な企業家、商会在の人員、法律アドバイザー、業界の専門家、弁護士、労働組合代表及びその他の社会人士を取り込み調停員に任用しなければならない。

(5) 商会在の調停経費の財源開拓のため、商会在会費、社会からの寄付或いは基金の設立等の手段により経費保障の水準を引き上げる。

2. 今後の留意点

商会在による調停で合意された調停協議は法的拘束力を有し、当事者は約定の通りに履行しなければならない。当事者が調停協議に対する司法確認を申し立てた場合、裁判所は速やかに審査を行い、法により調停協議の効力を確認しなければならないとされる。(全14条)

企業登記抹消の利便性向上の推進に関する通知

(発令元) 市場監督管理総局、人力資源社会保障部、商務部、税関総署、税務総局

(法令番号) 国市監注〔2019〕30号

(公布日) 2019年1月18日

(施行日) 2019年1月18日

1. 主なポイント

(1) 2019年3月1日までに、各関係機関は文書の簡素化及びプロセスの最適化の業務目標を達成し、企業登記抹消業務の効率を引き上げる。2019年9月1日までに、各地で企業登記抹消オンラインサービス特区を設けるという業務目標を達成し、企業登記抹消の「オンラインワンストップ」サービスを実現する。

(第1条)

(2) 企業が国家信用情報公示システムを通じて外部向けに債権者公告を公開した後、市場監督管理機関は、企業の清算開始情報を関係機関に送り、企業の登記抹消に対して各関係機関からの同時案内を行う。各機関ごとの登記抹消業務の手順、方法及び結果はプラットフォームを通じて企業に告知し、「オンラインワンストップ」で各段階の手順や進捗、結果を企業に知らせ、企業に手続きサービスのレベルアップを実感させるべく取り組む。(第2条)

(3) 企業の会社登記機関への清算組届出のプロセスを廃止し、企業が国家企業信用情報公示システムを通じて無料で清算組の情報を公示できるようにする。企業登記抹消において形式審査のみを実施することを明確に示し、抹消登記を行う際の「届出通知書」、公告掲載新聞のサンプル等の資料の提出は不要とし、「清算報告書」等の必須書類のみの提出でよいものとする。(第2条)

(4) 税務機関は、税務清算手続きの免除制度を導入し、税務関連の手続きを行ったことがない、或いは、手続きはしたことがあるが発票を受領しておらず、税金(延滞金)及び制裁金の未納がない納税者に対し、税務機関に出向いて行う税務清算手続きを免除し、直接市場監督管理機関にて簡易抹消を申請できるものとする。納税者が税務登記抹消を完了した後、税務機関は税務清算情報を市場監督管理機関に送り、報告書類を少なくし、登記抹消の所要時間を短縮する。(第2条)

(5) 人力資源社会保障機関は、一体化行政事務サービスプラットフォームにより企業の登記抹消情報を共有し、社会保険料の未納がない企業に対し、並行して社会保険登記の抹消を進める。(第2条)

2. 今後の留意点

当該通知の要求により、株主の消息不明、営業許可証の紛失等により登記抹消が進められなくなるといった、企業が登記抹消の過程で遭遇しうる特殊状況を徹底的に解決し、企業が登記抹消に際して直面する各種の実際的な困難を解決することが、各地の政府機関に要請されている。(全3条)

独占合意行為の禁止規定(意見聴取稿)

(発令元) 市場監督管理総局

(公布日) 2019年1月7日

国家機構改革の精神を全面的かつ徹底的に実施し、独占禁止法の統一執行に取り組み、独占合意行為を予防、制止するため、市場監督管理総局は『独占合意行為の禁止規定(意見聴取稿)』を起草し、意見公募を行っている。統一的な独占合意禁止の規則を制定することで、従前の3つの独占禁止法執行機関に存在していた機能重複の問題を解決し、機構改革と今後の独占禁止法業務を徹底するための堅固な基礎となることを図っている。意見のある者は、「中国政府法制情報ネット」にアクセスして意見を提出することができる(2019年2月7日まで)。

今回の意見聴取稿は、全五章45条からなる。主な内容は以下の通り。

(1) 実践の発展に伴い、独占合意行為の取り締まり実施に全面的な授權の必要性和可能性が出てきたとして、独占合意行為を取り締まり、相応の届出報告制度を確立するための権限を各省級市場監督管理機関に付与としている。

(2) 『独占禁止法』第二章の「独占合意」に関する規定では、価格に関するものと価格以外に関するもので独占合意案件を区分していたが、今後はこれらを区分しないものとする。また『独占禁止法』第13条、第14条に挙げられている、価格の固定又は変更、生産販売数量の制限等、7通りの具体的な独占合意の形式についてより詳細な規定を設けた。

(3) 「セーフハーバー」制度を設けた。

(4) 『独占禁止法』第45条の規定をより詳細に規定し、調査を中止するプロセスについての要求を明確に示した。

行政権の濫用と競争の排除・制限行為の制止に関する規定(意見聴取稿)

(発令元) 市場監督管理総局

(公布日) 2019年1月16日

市場監督管理機関の法による職権行使を規範化し、統一的な独占禁止法執行の推進を加速し、公平な市場競争を保護するため、市場監督管理総局は『行政権の濫用と競争の排除・制限行為の制止に関する規定(意見聴取稿)』を起草し、意見公募を行っている。この『規定』の制定は、「行政権の濫用と競争の排除・制限」行為の速やかな是正、制止に役立ち、政府による過剰な干渉や監督管理の不行き届きといった問題の解決、公平な競争が行われる市場環境の構築、ビジネス環境の最適化持続、政府の役割のさらなる発揮に注力するものとなっている。意見のある者は、「中国政府法制情報ネット」にアクセスして意見を提出することができる(2019年2月15日まで)。

今回の意見聴取稿は、全六章31条からなる。主な内容は以下の通り。

(1) 管轄における原則を確立し、市場監督管理総局が統一的に「行政権の濫用と競争の排除・制限」を制止する法執行活動についての責任を負うものとした。省級人民政府の所属機関、省級以下の人民政府及びその所属機関等が実施する、もしくは市場監督管理総局が管轄を指定する「行政権の濫用と競争行為の排除・制限」の取り締まりについても、省級の市場監督管理機関に権限を付与する。

(2) 『独占禁止法』第32条～第37条に挙げる取引の限定、商品の自由な流通の妨害、入札募集・入札の制限、機関設立の制限、経営者に対する独占行為の実施強制や競争の排除・制限の内容を含む規定の制定等の行政権を濫用し、競争を排除・制限する行為についてより詳細に規定し、法執行の可能性を向上させる。

(3) 通報者の権限、通報の形式・内容、通報の受理プロセスや手がかりの検証方法について規定した。

(4) 『独占禁止法』第51条の独占禁止法執行機関による行政権を濫用し、競争を排除・制限する行為の処理方法について、より詳細に規定した。

II 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2016年12月12日、王氏はA社に入社し、1年間の労働契約を締結しフォークリフト運転の業務に従事することになった。契約の中で、労働報酬に関し「生産の現場従業員については、歩合制賃金制を適用し、月給の基準は現地の最低賃金基準を下回らない」ことが約定された。2017年1月6日、王氏は住宅購入のために銀行ローンを組む必要性から、実際の月給額を上回る5,000元の月収証明書の発行を要求し、A社はこれに応じた。2月6日にA社は、王氏が同僚と殴り合いのけんかをしたことを理由に、一方的に王氏との労働関係を解除

した。王氏は労働仲裁を申し立て、未払いの賃金2万元余りを支払うよう、A社に要求した。

2. 紛争の焦点

A社は月5,000元の基準で王氏に未払いの賃金を支払う必要があるか。

3. 弁護士の分析

A社は、賃金の原始証憑、毎月の賃金受け取り確認書及び銀行の振込明細等を提出し、王氏の実際の賃金が5,000元を大きく下回ることを証明することができる。会社が王氏に発行した5,000元の月収証明書は、王氏が住宅を購入するにあたり、より高いローン限度額の適用を受けるために会社に発行を要求した虚偽のもので、真実の収入を証明するものではない。これに関して会社側にも一定の過失があるとはいえ、賃金の追加支給については、従業員の実際の賃金に基づいて判定すべきである。

4. 判決

このケースは労働仲裁を経て裁判所より判決が下され、いずれの判断においても王氏の請求は棄却された。

5. 本件から学ぶこと

(1) 労働契約で具体的な賃金について約定していなかったために、会社が賃金支給の証憑を適切に保管していなかった場合、従業員にこの状況を利用されて立証不能となる不利な状況に陥る可能性が高い。双方の權益を有効に保護し、紛争を回避するためにも、会社で明確かつ実行性のある賃金規定を制定しておくことが望ましい。

(2) 実生活の中で、使用者が発行した収入証明書には一定の保証力があり、保険の賠償請求、不動産購入時の銀行ローン契約、クレジットカード申込み等の際に広く使用されている。より多くの「權益」を得るために労働者が実際の収入を上回る証明書の発行を要求することはよくあり、企業が法的リスクに対する意識の低さから「たいした手間ではない」と引き受けてしまうと、結果的に大きなリスクとなることがある。本件では、最終的には企業が勝訴したものの、無駄なコストが発生した。企業が証明書を発行する際には慎重な判断が求められる。